

## 重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助要項

昭和54年5月1日  
文化庁長官裁定  
平成元年5月29日  
平成2年6月8日  
平成3年5月9日  
平成5年7月12日  
平成11年12月11日  
平成11年4月1日  
平成12年4月3日  
平成14年4月1日  
平成17年4月1日  
平成20年4月1日  
平成21年3月12日  
平成21年5月1日  
平成23年4月1日  
平成27年4月1日  
改正

### 1. 趣旨

この要項は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第35条第1項、第172条第5項及び第174条第3項の規定に基づき、重要文化財の管理又は修理（別に定めるものを除く。）に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 補助事業者

補助事業者は、重要文化財の所有者又は法第32条の2若しくは法第172条の規定により重要文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人とする。

### 3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業とする（これらの事業施工上必要な調査事業を含む。）。

#### （1）建造物

##### ア 修理事業

（ア）解体修理、半解体修理、屋根葺替、塗装修理、部分修理、移築修理

（イ）災害復旧工事

##### イ 管理事業

（ア）警報設備、消火設備、避雷設備、防盜、防犯設備、避難設備の設置工事

（イ）火除地設定、消防道路設置、保護柵設置、覆屋（保存庫を含む。）設置（増、改築を含む。）、擁壁、排水施設の設置工事

（ウ）鳥獣虫害防除、危険木診断及び危険木対策工事

（エ）耐震診断及び耐震対策工事

（オ）災害復旧工事

#### （2）美術工芸品

##### ア 修理事業

（ア）修理（剥落、腐蝕防除工事等を含む。）

（イ）その他保存のために必要なもの（保存箱、台座等）の新調及び修理工事

（ウ）災害復旧工事

##### イ 管理事業

（ア）建造物の管理事業に準ずる工事

（イ）美術工芸品を直接保護するための未指定建造物の屋根葺替、及び修理工事（保存庫を造った場合の経費の範囲内でなされる工事）

（ウ）災害復旧工事

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

(1) 主たる事業費

ア 建造物

- (ア) 修理工事経費
- (イ) 防災工事経費
- (ウ) 耐震対策工事経費
- (エ) その他工事経費
- (オ) 設計料及び監理料

イ 美術工芸品      ア に準ずる

(2) その他の経費

- (ア) 工事報告書印刷経費
- (イ) 事務経費

5. 補助金の額

- (1) 補助事業者が地方公共団体又は営利法人以外の者である場合の補助率は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%とする。

ア 当該補助事業者の事業規模指数に応じ、次の表に掲げる加算率を限度として補助率の加算を行うことができる。

建造物の修理, 防災事業 美術工芸品の防災事業		美術工芸品の修理事業	
事業規模指数	加算率	事業規模指数	加算率
0.1以上 0.2未満	5%	0.01以上 0.05未満	5%
0.2以上 0.3未満	10%	0.05以上 0.2未満	10%
0.3以上 0.6未満	15%	0.2以上 0.5未満	15%
0.6以上 1.5未満	20%	0.5以上 1.0未満	20%
1.5以上 3.5未満	25%	1.0以上 2.5未満	25%
3.5以上10.0未満	30%	2.5以上 5.0未満	30%
10.0以上	35%	5.0以上	35%

$$\text{事業規模指数} = \frac{\text{(補助対象となる総事業費} \div \text{当該補助事業の施工年度数)}}{\text{当該補助事業者の財政規模}}$$

(ア) 当該補助事業の施工年度数

建造物の防災事業、美術工芸品の修理、防災事業

国の会計年度に基づき全工期（事業期間）の年度数

建造物の修理事業

全工期（事業期間）の月数を12カ月で除した数を年度数とし、小数点以下の数字は1年度とする

(イ) 当該補助事業者の財政規模

法人の場合

当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額

個人の場合

前年分の収入額

イ 次の(ア)から(イ)の事項については、アに該当する事業について、さらに、補助率の加算を行うことができる。

(ア) 同一会計年度内において、同一の補助事業者が2以上の補助事業を実施する場合には、それぞれの補助事業規模の財政規模に対する割合と2以上の補助事業規模の合算額の財政規模に対する割合と比べ補助率に5%以上の差が生じた場合には、その1つの補助事業に対し、5%を限度として補助率の加算を行うことができる。

(イ) 美術工芸品の修理事業にあつては、当該物件が文化庁長官の勸告等により国立博物館等に出品されている場合には、出陳期間に応じ、次に掲げる補助率の加算を行うことができる。

勸告・承認		寄託	
出陳期間	加算率	出陳期間	加算率
5年未満	5%	5年以上20年未満	5%
5年以上	10%	20年以上	10%

(2) 補助事業者が地方公共団体である場合の補助率は、次に定める場合を除き補助対象経費の50%とする。

ア 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあつては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

イ 当該地方公共団体が、地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）に規定する財政再建団体（準用団体を含む）又は過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に規定する過疎地域をその区域とする市町村である場合の補助率は65%とする。

ウ 補助事業が国有文化財に係るものであつて、当該補助事業者が管理団体である場合の補助率は65%とする。

(3) 補助事業者が、営利法人である場合の補助率は補助対象経費の50%とする。

(4) 当分の間、沖縄県内において行われる補助事業に対する補助率は上記により算定した率が80%に満たない場合にあつては80%とする。

(5) 補助事業が災害復旧事業等として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。

(別 紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
重要文化財（建造物・美術工芸品）修理・防災事業	ア. 建造物 (ア)修理工事経費	本工事費	共 済 費	労 災 保 険 〇 〇 保 険	本工事費支弁の労務者に対する事業主負担の保険料
			賃 金	大 工 賃 金 左 官 賃 金 石 工 賃 金 人 夫 賃 金 〇 〇 賃 金 そ の 他 賃 金	本工事に直接必要な日々雇用労務者に対する人夫賃金  総人数5人前後の職種はこの目細で一括すること
			需 用 費	消 耗 品 費 燃 料 費 修 繕 料 〇 〇 費	機械器具の修繕料
			役 務 費	保 管 料 火 災 保 険 料 通 信 運 搬 費 手 数 料 〇 〇 費	
			委 託 料	〇〇試験委託 〇〇調査委託 〇〇測量委託	本工事の全部又は一部を委託する経費
			使用料及び賃借料	借料及び損料 〇 〇 損 料	工事に直接必要な建物、土地の借上料 器具損料、自動車借上料
			工事請負費	請 負 費	本工事の全部又は一部を請負で施工する場合の経費 (契約によるもの)
			原 材 料 費	工 事 材 料 費 加 工 材 料 費 木 材 費 石 材 費 金 属 資 材 費 〇 〇 費 雑 資 材 費	本工事に必要な原材料の購入費  わら、竹、縄、薬品、塗料等の資材で少額の場合 機械器具等の購入費（工事完了後、売払い等の処 分をする事）
		共通工事費 附帯工事費 工事人件事務費	備品購入費		本工事費に準ずる  直営で工事施工する場合の技能員等経費
			報 酬 給 料 職 員 手 当 等	(一 般 職) 給 料 扶 養 手 当 通 勤 手 当 特 殊 勤 務 手 当 〇 〇 手 当	寒冷地手当、期末勤勉手当、超過勤務手当、退職手当
	(イ)防災設備工事経費	本工事費	共 済 費 賃 金	電 工 賃 金	



重要文化財（建造物・美術工芸品）修理・防災事業	主たる事業費		需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 工事請負費 原材料費	〇〇賃金 修理用消耗品費 燃料費 〇〇費 保管料 火災保険料 通信運搬費 手数料 〇〇費 〇〇調査費 借料及び損料 〇〇損料 請負費 諸資材費	工事に直接必要な建物、工具等の借上料 工事の一部又は全部を請負で施工する場合 必要に応じ定める
	(イ)防災設備工事費 ア(イ)に準ずる (ウ)その他工事費 (エ)設計料及び監理料 ア(エ)に準ずる				
	事務経費 ア.建造物 (ア)保存修理	事務費	共済費 賃金 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費	普通旅費 特別旅費 消耗品費 食糧費 印刷製本費 光熱水料 〇〇費 通信運搬費 手数料 借料及び損料	事業実施に伴う事務費で主たる経費以外の経費 連絡旅費、資材検収、関係文化財調査等 工事指導監督旅費 文具等短期間使用の物品(備品とならないもの) (会議費) 工事報告書及び小印刷、写真焼付等 事務所光熱水料 シ尿汲取料 写真撮影料、図化作成費(トレス原紙) 会場借料、プレハブ借上、自動車借上料 庁用備品の購入費 (工事完了後、売払い等の処分をすること)
	その他の経費 (イ)防災施設工事	事務費	委託料 旅費 需用費 役務費 使用料及び賃借料	不動産鑑定料 普通旅費 特別旅費 消耗品費 印刷製本費 食糧費 通信運搬費	文具等 写真焼付 (会議費) 本工事以外のもの

重要文化財（建造物・美術工芸品）修理・防災事業	その他の経費	(ウ)耐震対策工事 ア(ア)に準ずる (エ)その他の工事  イ. 美術工芸品	事務費	旅費 需用費  役務費	普通旅費 特別旅費 消耗品費 印刷製本費 食糧費 通信運搬費	報告書(特に認めた場合に限る)、写真焼付等 (会議費)
-------------------------	--------	--	-----	----------------------	---	--------------------------------